

宮崎市プロモーション大使設置要綱

平成28年8月4日伺定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と縁^{ゆかり}のある者等を通じて、本市の食、神話、スポーツ、花等の魅力（以下「本市の魅力」という。）を広くプロモーションするため、宮崎市プロモーション大使（以下「大使」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「プロモーション」とは、本市の魅力を市外に効果的に発信し、市の認知度やイメージを向上させ、「ヒト・モノ・カネ」を呼び込み地域経済の活性化を図る一連の活動をいう。

(委嘱等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本市の認知度及びイメージの向上に効果が期待できると認めるものを大使に委嘱する。

- (1) 本市の出身者、本市に居住していたことがある者その他の本市に縁のある者
 - (2) 本市に愛着を持ち、本市の魅力の情報発信に意欲的である者
- 2 前項の委嘱は、委嘱状を交付して行うものとする。
 - 3 大使の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 4 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 大使から辞退の申し出があつたとき。
 - (2) 大使たるにふさわしくない非行があつたとき。
 - (3) その他大使としての適格性に欠けると認められるとき。

(活動内容)

第4条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市の魅力を広く情報発信すること。
- (2) 本市が主催するイベント、プロモーション等に協力すること。

(大使の呼称)

第5条 大使の呼称は、大使がその得意とする分野において行う前条に規定する活動を考慮して定めるものとする。

- 2 大使の呼称には、原則として「宮崎市」を冠するものとする。

(報酬)

第6条 大使に対する報酬は、これを支給しない。

(大使に対する支援)

第7条 市長は、大使が行う第4条各号に掲げる活動に関して、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 大使の名刺の作成
- (2) 市政情報の提供

(3) その他大使の活動に必要と認められる事項

(庶務)

第8条 第3条及び第5条から前条までに規定する大使に関する庶務は、大使を委嘱する課等において処理する。

2 前項に規定するもののほか、大使に関する庶務は、企画財政部秘書課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画財政部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に宮崎市香港観光大使設置要綱（平成28年3月4日伺定）の規定により委嘱されている宮崎市香港観光大使は、この要綱の規定により委嘱された者とみなす。